

「(仮称)宮城加美風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する1月30日技術審査会の指摘事項と事業者見解

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者見解 (※Pは添付資料ページ番号)
複数案	<p>① 計画段階配慮書というのは原則複数案の提示となっているが、今回提示されているのは、位置の提案、それも絞り込みの提案だけとなっている。複数案の設定が困難な理由、絞り込みの経緯等について、適切に方法書に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">【山本委員】 P5</p>		<p>電力系統の空き状況及び好風況地域であったこと等の諸条件を総合的に判断したところ、事業性のポテンシャルが高い地域であると判断したため、本事業立案に向け検討するに至りました。</p> <p>また、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(12ページ)において、計画段階配慮を行う段階では事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくという「区域を広めに設定する」タイプの複数案は、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができる、とされており、本配慮書では、「現実的に実施可能な案」として当該地域を選定し、「区域を広めに設定する」タイプの複数案として設定しています。</p> <p>以上を踏まえ、対象事業実施区域の絞り込みの経緯等を、方法書に記載してまいります。</p>
地形・地質	<p>② 地すべり地形分布図等により適切に地すべり地全体を把握した上で、事業を行ったときの影響を考えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】 P135</p>		<p>方法書の段階で、地すべり地形分布図等の既存資料を基に、対象事業実施区域及びその周辺における地すべり地の分布状況を把握いたします。また、調査、予測及び評価を行う準備書の段階で、本事業の地形改変による影響の有無や程度について把握いたします。</p> <p>(【補足】地すべり地形分布図に示される範囲は、国土防災に係る指定区域(急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域)ではないため、現時点ではその範囲を「回避」という判断はできません。今後、風力発電機等の設置場所は、ボーリング調査や構造計算等により、安全性を確認してまいります。)</p>
騒音	<p>③ 例えば漆沢ダム北側の住宅について、騒音の影響が単に本事業だけでなく、実際にダムから出る音圧などの影響がある。騒音の予測については、本事業による影響だけでなく近傍事業の音圧分布もきちんと見ながら、加算した結果どのような影響を及ぼすのかについて配慮していただきたい。また、変電設備等の影響についても加味していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【岩谷委員】 P105</p>		<p>東北地方整備局に確認したところ、近傍事業(鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業)は、工事着手までに時間を要するとのことであり、本事業の工事予定期間である平成31~33年度とは重ならないことから、工事中的複合的な影響要因はないものと認識しております。本事業の供用時には、近傍事業の工事の実施が想定されますが、現時点ではその具体的な工事工程や内容が不明であることから、本事業において複合的な影響の検討は考えておりません。また、近傍事業の供用開始時期は、本事業の共用開始時期より先であること、近傍事業の環境影響評価において、「土地又は工作物の存在及び供用」の「騒音」については環境影響評価の対象とされていないことから、本事業及び近傍事業の供用後の複合的な影響評価は行わない考えです。なお、近傍事業のうち漆沢ダムは既設であるため、今後、漆沢ダム北側の住宅を対象とした環境騒音調査を実施することにより、漆沢ダム稼働時の騒音も含めた環境騒音(現況騒音)として把握できるものと考えます。また、本事業による騒音においては、変電設備等も含めて影響予測を行ってまいります。</p>
動物	<p>④ 動物の評価について、渡りをするコウモリもいることから、方法書では、これについて配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員】 P123</p>		<p>コウモリについては、渡りの可能性も踏まえて生息状況を確認いたします。具体的な調査、予測及び評価の手法については、方法書に記載いたします。</p>

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者見解 (※P は添付資料ページ番号)
植物	⑤ 植物の重要な群落については、沼沢地では群落が成立するための何らかの地形的な特異性があり、直接改変しないまでも、近傍を改変すると成立要件が崩れることがある。このため、特殊な群落の成立要件も含めて評価するとよい。 【牧委員】 P129		重要な群落については、今後、現地調査も踏まえ、準備書の段階で特殊な群落の成立要件も含めて影響予測を行ってまいります。
	⑥ 植物について、生物多様性の保全上で重要な半自然草地なども含まれていると推察されるため配慮が必要と考える。 【野口委員】 P35		ご指摘のとおり、半自然草地などが動物の重要な生息環境となっている可能性が考えられることから、今後、動植物の現地調査を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。
景観	⑦ 薬菜山周辺は、宮城県では自然景観の価値を利用して経済活動を行う非常に大事な景観であるため、その薬菜山への眺めに影響を与えるということは地域経済そのものに影響を与えることになることから、景観について極めて慎重な対応をとっていただきたい。 【平野委員・石井委員】 P138～		薬菜山が地域の重要な景観資源であることを十分に認識し、宮城県並びに本審査会、加美町のご意見を拝聴しながら、主要な眺望景観の地点選定並びに予測、評価を行ってまいります。
	⑧ 風車の見え方を送電鉄塔の見え方からの類推で扱っているが、風車は動くものであるため、垂直視角が同じであっても視認性が非常に高まる。さらには誘目性まであるため景観への影響は送電鉄塔よりも遥かに大きいものとなる。このため、今回垂直視角1°の範囲で予測を行っているが、もっと慎重に、周辺までより対象を広げていただきたい。 【平野委員】 P142		景観の予測地域については、風車の見え方が影響を及ぼす範囲に係る具体的なガイドライン等がないため、風力発電事業の一般的な環境影響評価と同様に、「景観対策ガイドライン（案）」に示される鉄塔の見え方に係る文献を参考に設定いたしました。 本事業の予測地域以遠（事業実施想定区域の外周から約8.6km以遠）においては、風車の回転による視認性や誘目性は大きくないものと考え、景観の予測地域としましては、配慮書と同様の範囲を基本とする考えですが、鉄塔よりも視認性や誘目性が高まる可能性も考慮し、予測地域以遠についても、宮城県並びに本審査会、加美町のご意見を拝聴しながら、主要な眺望景観の地点の選定を検討してまいります。
	⑨ 景観の眺望点の選定について、主要な眺望点の他に薬菜山の風景が撮影されている地点も加えて景観の予測・評価を行っていただきたい。 【平野委員】 P138～		宮城県並びに本審査会、加美町のご意見も拝聴し、地点の追加を検討いたします。
	⑩ 方法書の段階から送電鉄塔の配置検討も加えた上で、景観の影響についても評価いただきたい。 【平野委員】 なし		方法書の時点では、送電設備の具体的な形態（地中埋設、または架空送電線等）や配置はまだ検討段階となっております。送電設備については、準備書の段階で具体的な外形を含めて記載いたします。なお、架空となる場合、送電鉄塔のように大規模の形状ではなく、電柱状（高さ5～10m程度）を想定しています。

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者見解 (※Pは添付資料ページ番号)
累積的影響	<p>⑪ 周辺にダム事業等, 別の事業が存在する場合は, その事業との複合影響, 評価の仕方・内容についても齟齬がないように対応する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員】なし</p>		<p>東北地方整備局に確認したところ、近傍事業（鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業）は、工事着手までに時間を要するとのことであり、本事業の工事予定期間である平成31～33年度とは重ならないことから、工事中の複合的な影響要因はないものと認識しております。本事業の供用時には、近傍事業の工事の実施が想定されますが、現時点ではその具体的な工事工程や内容が不明であることから、本事業において複合的な影響の検討は考えておりません。また、近傍事業の供用開始時期は、本事業の共用開始時期より先であることから、本事業及び近傍事業の供用後の複合的な影響評価は行わない考えです。</p> <p>なお、事業の進捗状況等について、他事業とも極力情報の共有を図ってまいります。</p>
住民理解	<p>⑫ 風力発電の環境影響や危険性について住民の理解を得ることが重要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【石井委員】なし</p>		<p>事業内容については、地区会長（必要に応じ地元説明会等）を通じ周知していくとともに、他県で運営する自社風力発電施設の見学会の開催等を通じ、地域住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>